「『次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像』の骨格について」(令和3年10月15日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」のほか、その他の公的病院に文書要請を行う。

【各法人への働きかけ】

- 各都道府県における計画作業に影響があることから、速やかに、具体的には10月19日(火)、以下を実施。
 - ① 国立病院機構(NHO)、地域医療機能推進機構(JCHO)に対しては、厚生労働大臣から、NHO法第21条第1項、 JCHO法第21条第1項による要求を行う。
 - ② 厚生労働省関連3法人(日本赤十字社、済生会、労災病院)に対しては、所管局長から、文書要請を行う。
 - ※ その他の公的病院に対しても、各府省から、文書要請を行う。
- 10月末、11月末の都道府県の計画等の取りまとめに合わせ、各府省において、それぞれ把握

【要請内容】

- 都道府県に対しては、入院受入数の2割増を要請しているが(病床数の増に限らず病床使用率の改善による受入増も可としている)、公的病院については、以下のとおり、病床数を含め具体的に要請し、都道府県における体制強化を側面的に支援する。
 - ① NHO、JCHO(法に基づく要求)
 - 各法人において、入院受入数と確保病床数について、それぞれ今夏のピーク時から2割以上の増等※ 病床数のカウントに当たっては、医療機関や臨時の医療施設、入院待機施設への人材供給による病床増を含む。
 - ② その他の公的法人(法に基づかない要請)
 - 各法人において、入院受入数で今夏のピーク時から2割以上(うち確保病床数は1割以上)の増等※ 病床数のカウントに当たっては、医療機関や臨時の医療施設、入院待機施設への人材供給による病床増を含む。

(参考1)「『次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像』の骨格について」 (令和3年10月15日新型コロナウイルス感染症対策本部)(抄)

「現行法の下での国・都道府県知事に与えられた権限を最大限活用する。今般の保健・医療提供体制確保計画 策定時には、国立病院機構法・地域医療機能推進機構法に基づく「要求」をはじめ、大学病院や共済病院などへの 要請を含め、公的病院に関する国の権限を発動し、公的病院の専用病床をさらに確保する。」

(参考2)独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)(抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第21条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第15条第1項第1号又は第2号の業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。

(※第15条第1項第1号:医療を提供すること)

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(参考3)独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号)(抄)

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要求)

第21条 厚生労働大臣は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため必要があると認めるときは、機構に対し、第13条第1項第1号又は第2号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含む。)に関し必要な措置をとることを求めることができる。

(※第13条第1項第1号:病院の設置及び運営を行うこと)

2 機構は、厚生労働大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。